資料－３

緊急行動計画に基づく
「仁淀川の減災に係る取組方針」の改定について

緊急行動計画（H29.6.20）に基づく「仁淀川の減災に係る取組方針」の改定（案）

項目	事項	緊急行動計画(H29.6.20)			取組方針				実施内容の主な記載	
		項目		目標	主な取組項目		課題の対応	取組機関		
1)ハード対策の主な取組										
	■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備									
		12	・危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	＜危機管理型水位計＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において平成29年度中に危機管理型水位観測規定等を作成。 【国管理河川】 ・平成29年度中に危機管理型水位計配置計画を公表。 ・危機管理型水位計配置計画に基づいて、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。	—	・早期に氾濫が発生する地区に対して、洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する水位計の整備	D	四国地整	—	・早期に氾濫が発生する地区に対して、洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する水位計の整備
					追加 P19 （本文）	・洪水時のみの水位観測に特化したコスト低減型の危機管理型水位計の整備	D	四国地整・高知県	追加 P38 （別紙2）	・洪水時のみの水位観測に特化したコスト低減型の危機管理型水位計の整備
		14	・河川防災ステーションの整備	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整。	追加 P20 （本文）	・河川防災ステーションの検討、整備	AD W	四国地整	追加 P38 （別紙）	・河川防災ステーションの整備の検討を進めるとともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整
2)ソフト対策の主な取組　①円滑かつ迅速な避難行動のための取組										
	■情報伝達、避難計画等に関する取組									
		2	・洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	・協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等と河川管理者において、ホットラインを構築。 ・毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。	— P23 （本文）	・情報伝達（ホットライン）の実施	B	四国地整・高知地方気象台・各市町村	— P40 （別紙2）	・災害発生のおそれがある場合は、市長村長と事務所長の間で相互に情報伝達（ホットライン）を実施 ・毎年、出水期前に連絡体制を構築・確認
		11	・防災教育の促進	【国管理河川】 ・平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。 【国・都道府県管理河川共通】 ・平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。（防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施）	— P23 （本文）	・小中学校等における防災教育を実施	A、I、J	四国地整・高知地方気象台・高知県・各市町村	— P41 （別紙2）	・小中学校等における水災害教育を実施 ・防災教育に関する支援を実施する学校を決定し、指導計画の作成支援を実施。 ・国の支援により作成した指導計画を関係市町村と共有して、指導計画を関係市町村全ての学校で共有。
2)ソフト対策の主な取組　②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組										
	■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組									
		16	・水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施。	追加 P26 （本文）	・水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	W	四国地整・高知県・各市町村	追加 P41 （別紙2）	・水防団員募集の広報、水防に関する広報の充実などの実施。
		18	・水防団間での連携、協力に関する検討	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整。	追加 P26 （本文）	・水防団間での連携、協力に関する検討	W	四国地整・高知県・各市町村	追加 P41 （別紙2）	・大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整

危機管理型水位計

●洪水時の水位観測に特化した低コスト水位計を導入し、ホットラインや住民避難に活用する。

仁淀川において、洪水時のみの水位観測に特化し、機器の小型化や通信機器等のコストを低減した水位計（危機管理型水位計）を導入。
これにより、仁淀川の危険箇所等における水位把握や市町長等へのホットライン、住民避難等に活用。

■危機管理型水位計の現地設置イメージ

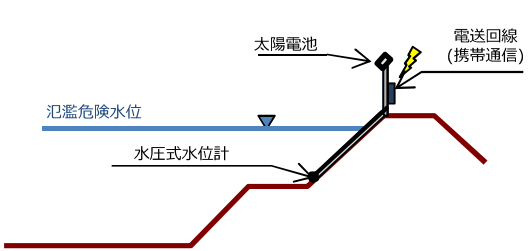

設置イメージ写真

危機管理型水位計について

○都道府県が管理する中小河川の多くには水位計が設置されていない。
○広範囲に多数の水位計を設置することで、防災情報の充実を図る。

危機管理型水位計の設置

＜危機管理型水位計の概要＞

洪水時の水位観測に特化した小型で低コストの水位計

※従来型の1／10以下のコスト
（100万円/台以下）
※長期間メンテナンスフリー
（無給電5年以上稼働）

＜水位計の設置数＞

活用イメージ

近隣住民や要配慮者の避難を支援

直轄河川での活用

市町村、地先単位の危険箇所等に水位計を設置。全国で、約3000基設置。

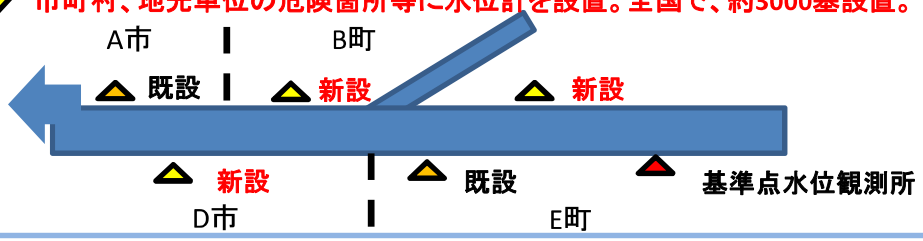

革新的河川管理プロジェクト

・H29.4　～機器開発、現地実証実験を開始。
・当初実証実験参加　12チーム　　寒冷地実証実験参加　13チーム
　※一部重複者あり

オープン・イノベーションを採用し、最新の科学技術を、スピード感をもって、6ヶ月～1年以内で河川管理への実装化を目指す。

河川防災ステーション

～地域で守るふれあいのスペース～

「河川防災ステーション」は、水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものです。洪水時には市町村が行う水防活動を支援し、災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行う基地となるとともに、平常時には地域の人々のレクリエーションの場として、また河川を中心とした文化活動の拠点として大いに活用される施設です。国土交通省では、今後も地方自治体と連携を図り計画的かつ積極的に整備していきます。

《 「河川防災ステーション」の設置位置 》

設置位置は、次のようなことを考慮して決めます。

① 水防倉庫などの関連施設と河川防災ステーションとの役割分担
② 重要水防箇所の状況
③ 過去に大きな被害を受け、水防活動や緊急復旧の実績のある区間及びその状況
④ 想定される水防活動及び緊急復旧活動に関わる輸送路の状況
⑤ 集落や市街地に近く、通常時にも一般の利用が活発に行われ、河川を軸とした文化活動の拠点として活用されるとともに、河川事業の展示活動、研修などが展開できる地域

《 新規に整備を要望する市町村は、最寄りの河川事務所等に相談を 》

「河川防災ステーション」を整備する際は、洪水時の水防活動及び緊急復旧活動の拠点として整備されるものであり、設置位置、規模、事業効果、その他必要事項を記入した整備計画を作成し、河川局長の承認を受ける必要があります。

整備計画の申請は河川管理者が行いますが、水防管理者と一体として整備する施設ですので、市町村と調整が図られた計画が設置要望の必須条件となります。よって、新規要望を検討されている市町村につきましては、河川管理者（直轄河川については国土交通省河川事務所等、補助河川については都道府県土木事務所等）と調整した上での要望をお願いいたします。

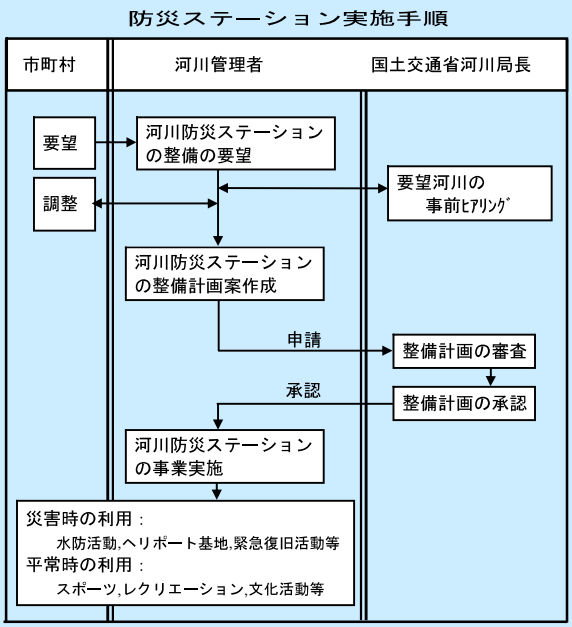

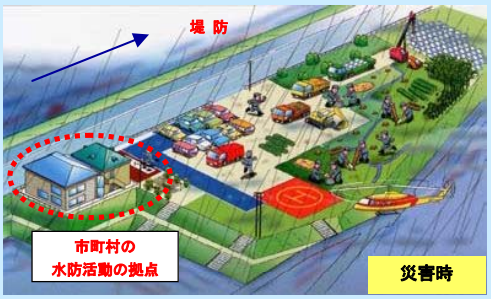

【災害時の活用】

①緊急復旧用資材備蓄基地
②災害対策車輌基地
③車輌交換場所
④ヘリポート
⑤洪水時の現地対策本部
⑥水防団の待機場所
⑦水防倉庫
⑧一般住民の避難場所

【平常時の活用】

①コミュニティースペースとして地域に提供
②水防活動の訓練等に利用
③防災学習施設や川の情報発信拠点として水防センターを活用

ホットライン導入の経緯

国土交通省

◆平成16年の災害：過去最大の10個の台風が日本に上陸し、各地で浸水被害が発生

＜災害の特徴と課題＞

〇これまでの記録を超える降雨量を各地で観測。

→自然の外力は施設能力を超える可能性が常にあることを踏まえた備えが必要

〇避難勧告の発令等の遅れ、発令されても避難しない住民が多数。

→住民や自治体の災害経験が減少し、危機意識も低下している現代社会においても、災害時に的確な認識や行動がなされるような仕組みが必要

◆平成17年4月「総合的な豪雨災害対策の推進について（提言）」

（社会資本整備審議会河川分科会豪雨災害対策総合政策委員会）

Ⅲ　具体的施策

３　的確な判断・行動を実現するための防災情報の提供の充実

(1)緊急時の防災情報の送り手情報から受けて情報への転換

③市町村等への支援体制の確立

避難勧告等の発令にあたり緊急時に市町村長が行う状況判断に役立つよう、各種情報についての解説、今後の見通し等を河川管理者等から直接市町村長に助言する仕組みを構築する。

◆平成17年4月　国管理河川において「ホットライン」（河川事務所長から市町村長へ直接、河川の状況を伝達）開始（一般化）

◆平成21年4月　出水期前に情報提供しておくこと、出水時のホットラインによって情報提供することを整理（事務連絡「平常時における関係市町村等との防災情報共有について」）

岐阜県では、平成22年の豪雨災害の検証を踏まえて「ホットライン」の運用開始。以後、その他の都道府県にも拡がりつつある。

教育支援

防災・河川環境教育の連携・協力について

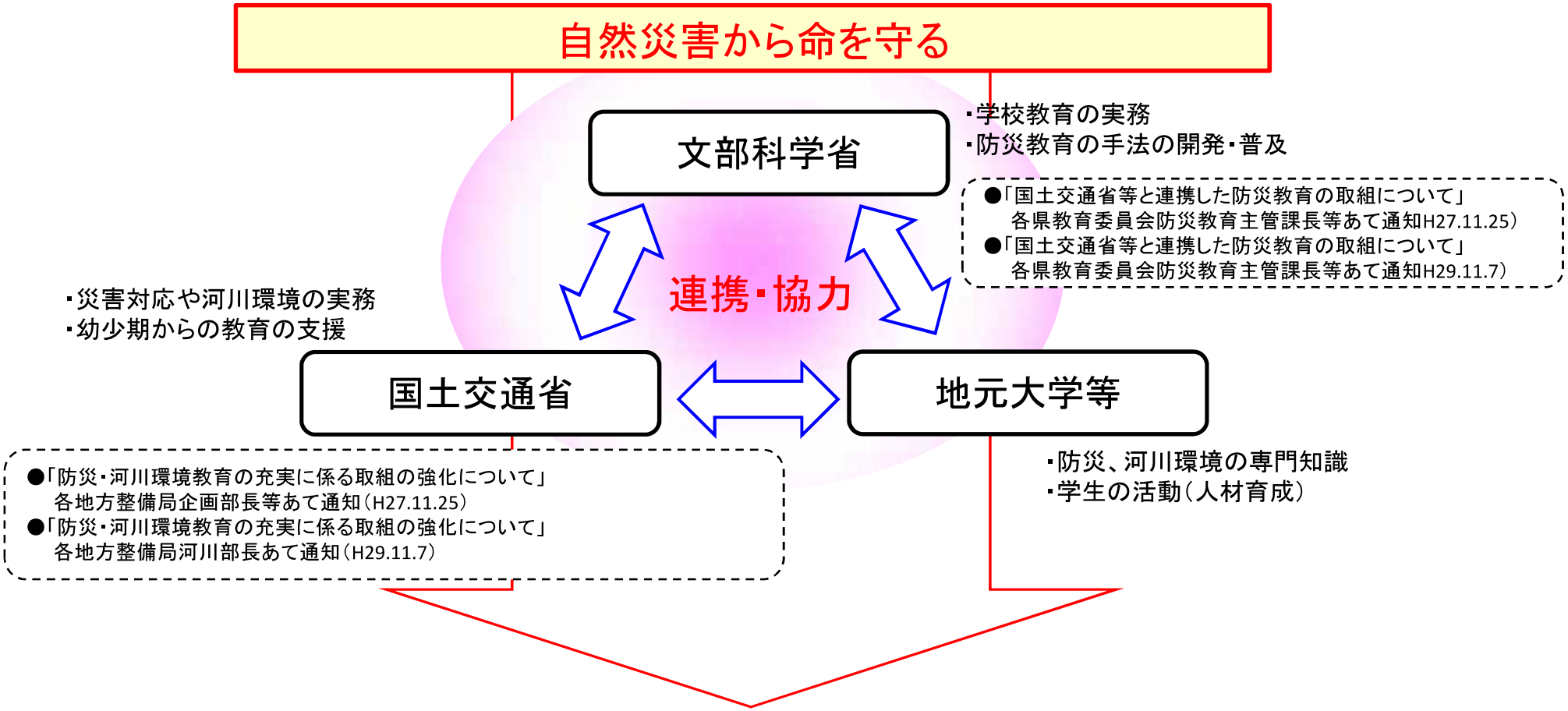

防災・河川環境教育の充実

・仁淀川流域の過去の災害の写真や資料を活かした授業の展開

団員確保のためのポスター・リーフレット

【団員確保・団員支援に係る取組】

○ 水防月間において、水防のPR、国民の普及啓発を目的にポスター及びリーフレットを作成。
水防団員確保のため、現在はリーフレットに水防団員募集のページを作成している。

ポスター・リーフレット表紙

リーフレット水防団員募集ページ

団員確保の取組（各水防管理団体による取組事例）

【団員確保・団員支援に係る取組】

○ 愛媛県大洲市
機能別消防団員制度の導入、婚活事業の実施、団員による地域での戸別勧誘、
キャラバン事業による消防団のPR

○ 長野県千曲市
消防団員サポートショップ事業の運用開始、ケーブルテレビにて消防団員募集CMの放映

○ 東京都稲城市
「消防団員募集」懸垂幕の設置、SNSによる広報、広報啓発用ピンバッチの作成、
広報紙、市民祭等の入団啓発活動

○ 茨城県大子町
広報誌、コミュニティーFMラジオの利用

○ 山形県酒田市
市のホームページや広報紙に団員募集記事を記載、コミュニティFM放送の活用、
市独自の募集チラシを作成配布

○ 青森県五所川原市
各行事でのティッシュ配布、FMごしょがわらでの団員募集

水防活動の見える化

【団員の士気高揚に係る取組】

○　国民の水防への理解と協力を得るため、水防活動状況を国に報告するとともに、水防活動をPRすることとしており、その旨を地方整備局及び都道府県等へ周知している。

平成27年度

・平成28年2月19日付け都道府県に対して、「水防計画作成の手引き」を改訂し、水防活動報告を国にも報告するよう通知

平成28年度

・平成28年6月24日付け地方整備局等に対して、都道府県及び水防管理団体との連絡体制構築等について通知
・平成28年8月19日付け都道府県に対して、水防活動報告、水防活動のPR底等について通知

平成29年度

・平成29年6月1日付け地方整備局等に対して、水防活動報告、水防活動のPR、連絡体制構築等の強化について改めて通知
・平成29年10月18日付け地方整備局等に対して、災害時の被害報告の際に水防活動の速報を報告するよう通知

【水防計画作成の手引き（都道府県版）】（抜粋）

14.2　水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を資料14-1、14-2に示す様式により、水防活動実施後○日以内に土木事務所長を経由するなどして水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理者からの報告について国（○○地方整備局）に報告するものとする。

＜解説＞（抜粋）
○日以内については3日程度とすることが望ましい。

資料14-2 水防活動報告書様式（例）

平成28年台風第○号における水防活動
（○○県○○市消防団・平成28年8月○日～○日）

○概　要
○○市消防団は、平成28年8月○日、台風第○号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ○部隊○名が出動。市内では、1時間雨量100㎜を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/○～8/○ 約12時間	○名	・土のう積み（300袋） ・避難誘導（20世帯） ・排水作業（3件）

水防活動または被害状況写真
○○川左岸（○○地先）堤防巡視

水防活動または被害状況写真
○○川左岸（○○地先）積み土のう工

水防活動または被害状況写真
○○川右岸（○○地先）月の輪工

水防活動または被害状況写真
○○地区の浸水被害

水防活動実施箇所地図